

徳島県告示第三百六十四号

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和五年八月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 開催日時

令和五年九月二十五日（月曜日）午前九時から午後五時十五分まで
同 二十六日（火曜日）午前九時から午後五時十五分まで

二 開催場所

名西郡石井町石井字石井一六六〇 徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校

三 講習の科目及び時間

家畜の取引に関する法令 四時間

家畜の品種及び特徴 四時間

家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

四 受講手続

受講申請書に住民票の抄本を添え、徳島県農林水産部畜産振興課（徳島市万代町一丁目一番地）へ提出すること。なお、受講申請書には、写真（受講申請書提出前六箇月以内に撮影したもの）を貼付すること。

五 受講申請書の受付期間

令和五年八月十日（木曜日）から同年九月一日（金曜日）まで。ただし、郵送による場合は、同月一日までの消印があれば受け付ける。

六 受講手数料

三千三百円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を受講申請書に貼付すること。）

七 その他

講習会についての問合せは、徳島県農林水産部畜産振興課（電話〇八八―六二二―四一七）にすること。